

令和6年門審第34号

裁 決
遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年7月7日06時08分

長崎県厳原港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

登 録 長 11.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 279キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部や船尾寄りに客室、同室後部上層に操舵室をそれぞれ配し、同室前部中央や右舷寄りに舵輪、その左舷側にレーダー及び魚群探知機一体型のGPSプロッター、右舷側に機関操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.1メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年7月7日03時30分佐賀県仮屋漁港を発し、厳原港南東方沖合約17海里の七里ヶ曾根付近の釣り場に向かった。

a受審人は、05時15分釣り場に到着して遊漁を開始したものの、期待した釣果が得られなかったことから、釣り場を移動することとし、05時21分神埼灯台から118度（真方位、以下同じ。）16.1海里の地点を厳原港南方沖合約5海里の釣り場に向けて発進した。

ところで、a受審人は、平素、釣り場に向かう際には、20ノット程度の速力で航行し、他船の航走波を乗り越える場合、船体が大きく動揺することのないよう、10ノット程度の速力まで減速した後、同波を乗り越えていた。

a受審人は、発進と同時に針路を321度に定め、9.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、手動操舵によって進行した。

a受審人は、針路を定めて、程なく釣り客2人が客室を出て船首甲板で釣りの準備を始める姿を認めたものの、客室に戻るよう指示しないまま、釣り場に向けて続航した。

a受審人は、05時58分半神埼灯台から106度10.8海里の地点に至り、右舷船首67度3.2海里のところに18ノット程度の速力で西行する大型貨物船を認め、06時02分半神埼灯台から

105度10.4海里の地点で同船の進路を避けるため、大型貨物船の船尾方に向けて針路を028度に転じた。

06時07分半a受審人は、神埼灯台から101.5度10.6海里の地点に達し、左舷船首方約150メートルに大型貨物船の航走波を認めたとき、同波を受けると船体動揺によって船首部が大きく上下動し、船首甲板の釣り客が跳ね上げられ、落下して負傷するおそれがあったが、10ノット程度の速力まで減速して航行しているので無難に同波を乗り越えることができるものと思い、直ちに釣り客に客室に戻るよう指示するとともに、速力を大幅に減じるなど、航走波による船体動揺の軽減措置を十分にとらなかった。

こうして、Aは、06時08分神埼灯台から101度10.7海里の地点において、原針路及び原速力で進行中、波高約1メートルに高起した航走波を左舷船首方から受け、船首部が高く持ち上げられたのち急激に降下し、船首甲板にいた釣り客2人が上方に跳ね上げられて落下し、身体を甲板に強く打ち付けた。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

その結果、釣り客1人が左外側半月板損傷等を、別の1人が右臀部打撲傷等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、厳原港南東方沖合において、釣り場に向けて航行中、大型貨物船の航走波を認めた際、同波による船体動揺の軽減措置が不十分で、航走波を受けた船首部が高く持ち上げられたのち急激に降下し、船首甲板にいた釣り客が上方に跳ね上げられて落下し、身体を甲板に強く打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、厳原港南東方沖合において、釣り場に向けて航行中、大型貨物船の航走波を認めた場合、同波を受けると船体動揺によって船首部が大きく上下動し、船首甲板の釣り客が跳ね上げられ、落下して負傷するおそれがあったから、直ちに釣り客に客室に戻るよう指示するとともに、速力を大幅に減じるなど、航走波による船体動揺の軽減措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、10ノット程度の速力まで減速して航行しているので無難に同波を乗り越えることができるものと思い、航走波による船体動揺の軽減措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同波を受けた船首部が高く持ち上げられたのち急激に降下し、船首甲板にいた釣り客が上方に跳ね上げられて落下し、身体を甲板に強く打ち付ける事態を招き、同客2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月25日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁